

## 排水設備窓口での手続き方法の一時変更について

	申請手続き	現 行	変更後（一時変更）
	●排水設備工事		●排水設備工事
1	設計図面の相談に関すること	窓口にて相談受付 図面等をメールで送付後、電話にて相談受付	メールアドレス g-uketuke@city.ichikawa.lg.jp 原則、上記メールアドレスに送付いただいた場合のみ対応いたします。 感染対策で席を分散している為、受信した案件は担当職員から貴社にメールで回答または連絡いたします。
	●電話での相談窓口		
2	排水接続申請の手続きに関すること 完了検査に関すること	下水道経営課 047-712-6482	平日：9時から17時 047-712-6359
	●排水設備の申請手続き		
3	市川市排水設備等新設等排水設備申請書 市川市除害施設新設等確認申請書 ※変更申請書も同様	窓口にて提出	申請1件ごとクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。 なお、申請書の工事施工者欄にFAX番号の記載をお願いいたします。 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。
4	市川市排水設備等新設等確認通知書 市川市除害施設新設等確認通知書	申請書提出より2週間を目安に窓口で交付を受けてください。	申請書提出より2週間を目安にFAXでお知らせします。 2週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですがご連絡のほどよろしく願い致します。 通知書は、検査当日に交付します。

	●排水設備の申請手続き		
5	市川市排水設備等工事着手届	通知書と引き換えに窓口に提出	完成検査現場にて、市から確認通知書を交付いたします。 その際に、工事店より左記書類の提出をお願いします。
6	完成検査の申し込み	窓口のみ申込み可能 キャンセルは電話受付可能	工事完了後、電話で申し込みしてください。
7	検査申込み表  市川市排水設備等工事完了届  市川市排水設備等完成申請書  公共下水道使用開始届（栓番一覧表）	検査申込み時に、窓口に提出	完成検査現場にて、市から確認通知書を交付いたします。 その際に、工事店より左記書類の提出をお願いします。
8	検査に伴い是正した平面図・是正写真	窓口にて提出	クリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。
	●排水設備の申請手続き		
9	申請時に必要な添付書類	案内図・平面図  排水設備工事設計書・ <u>勾配確認表</u> <u>下水道台帳（公権使用時のみ）</u>  建築確認済証（新築時のみ）  同意書（他人の私産を利用する場合）  設計基準の施工が困難な根拠資料  縦断面図（申請地が1ha以上の場合）  ポンプ施設等の構造図等（設置する場合）	案内図・平面図  排水設備工事設計書  建築確認済証（新築時のみ）  同意書（他人の私産を利用する場合）  設計基準の施工が困難な根拠資料  縦断面図（申請地が1ha以上の場合）  ポンプ施設等の構造図等（設置する場合）  ※下水道台帳・勾配確認表の提出は当面不要とします。